



## <資料>米國に於ける小賣商公正競争規約

古林，喜樂

---

(Citation)

国民経済雑誌, 56(5):759\*-764

(Issue Date)

1934-05

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00054700>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00054700>



一方は、有名商品を全國的に廣告し、他方は、商品に對する廣告を必要とせずして店舗を全國的に「有名」ならしむる。前者は、『市場の獨占』を畫し、後者は『價格競争』を武器とする。大規模小賣業者常有の政策である。

五、これに比すると、協同組合は、製造家の敵ではない。小賣組合は系統機關たる卸賣組合(C.W.S.)を支持し、卸賣組合は、自ら製造し或は集中仕入をなすと云ふことにはなつてゐるけれども、其組織は『商人的』に完全ではない。缺陷もあり間隙もある。小賣組合は、其半を製造家よりも仕入れて居る。多くの全國的大製造家は、組合を『都合の良いお華客』と考へてゐる。取引量は纏り、支拂は確實と云ふ次第である。Woolworthよりも、

## 六、英國の協同組合は世界で代表的なる組合である。

『恐ろしくない競争者』と云ふわけなのである。此點は我國の産業組合問題にも往々にして見らるゝ事情と同一である。卸賣組合は、自らの商標を夢見、自らの商品の普及を考へてゐることは、多くの小賣商聯盟の類と同一である。

## 米國に於ける小賣商公正競争規約

協同組合としては、右に出づる者は無いと信ぜられて居るものである。然し乍ら、其將來の上には經營的なる多くの問題を持つ。今や『反產運動』は益々組織化し、或部分は、組合に對する社會の態度も若干の變更を見つゝある時代である。先般の『R.R.C.』に對する課稅の如きこれである。徒らに觀念の上にのみ眠るべきではない。

十七世紀的小賣制度と二十世紀的大量生産とを廻る小賣制度變革の問題は洋の東西を問はず相似た貌と中核を持つものである。

(平井泰太郎)

下を得て、同卅日より小賣商に對する公正競争規約 Code of fair competition for the retail trade として實施されることとなつたのである。コードの成立の比較的遅れたのは規約中特に價格決定條項について意見が分れたからであつた。

コードの包括する小賣商は消費者への販賣を業務とするあらゆる小賣商であるが、たゞミルク・タバコ・食料品の小賣及び各科醫師による施薬はこれから除外される。尙ほ特殊な小賣業種に對して特別なコードの作成を留保してゐる（第二條）。

コードの主要な眼目は營業時間と從業時間の限定、最低賃銀の決定、店員の保護、價格騰貴の抑制、不正競争手段の禁止である。

#### 一、營業時間及び從業時間の限定（第五條）

小賣店の營業時間とその從業時間は次の如き三部類に分たれる。各小賣店はその何れの部類に所屬するかを選定し選擇の上は毎年十二月卅一日迄これを變更することが出來ない。

	週營業時間	從業時間の限度		
		週從業時	日從業時	週從業日
A	52—55 時間	40	8	6
B	56—62	44	9	6
C	63以上	48	10	6

從業時間の規定から除外されてゐる者はイ、自由職業者・巡回販賣員・集金人・番人・守衛・探偵、ロ、維持勞務及び外部的サービスに從事する者、但しこの部類に屬する者は前記の限度以上週六時間を超えることが出來ない。これ以上の勞務に對しては時間拂で超過時間に對し $\frac{1}{2}$ の賃銀支拂ひをせねばならぬ、ハ、管理者。但し次の標準による。

人口五百、〇〇〇以上の都市……週給三五弗以上の店員

人口100,000—500,000の都市・週給三〇弗以上の店員

同 二五,000—100,000の都市・同 二七、五〇 同

同 二五,000 以下の市町村 … 同 二五 同

従業時間については次の如き例外が認められてゐる。

クリスマス・棚卸期等の如き繁忙期に於ては曆年の上半期に於て二週間を超えない期間、下半期に於て三週間を超えない期間、基本的従業時間週四〇時間の店員は週四八時間。一日九時間迄、四四時間の店員は週五一時間。一日九、五時間迄、四八時間の店員は週五六時間。一日一〇時間迄時間外賃銀の支拂ひなくして従業せしめ得る。

經營者・店主・共同出資者・無給店員等は従業時間に制限がない。但しこれらの者はその數に制限があつて、店員二〇人迄の店に於ては店員五人又はその端数毎に一人、店員二〇人以上の店に於ては二〇人迄に對して五人毎に一人・二〇人以上に對しては八人を増す毎に一人を超えてはならぬ。

時間外労働は、各週に一日一時間だけ認められる。但しこの餘分の時間は認容された最高週従業時間内に含め

られねばならぬ。

従業時間の計算は、正規の食事時間に割定てられた一時間が除外せられるほかは連續に計算され休息時間も元

より控除せられない。

營業時間に關しては、各店は所屬部類の基本的週従業時間を維持するならば何時にもこれを増すことが出来る。又夏季は三ヶ月を超える期間暫定的に營業時間を減ずることが出来る。但しこの爲に店員の週給を減することは出來ない。

## 二・賃銀（第六條）

時間給 週給・月給 手數料  
右表に掲げたほか人口二五,000以下の市町村に於ては、あらゆる小賣店員の賃銀を一九三三年六月一日に表の如き最低賃銀が保證される。

週時 従業間	最 低 週 給		
	都市人口 500,000以上	100,000— 500,000	25,000— 100,000
40	14.00	13.00	12.00
44	14.50	13.50	12.50
48	15.00	14.00	13.00

於ける水準から二〇%以上これを引上げねばならぬ。

き方に従ふ。

自由職業者・巡回販賣員・集金人・番人・守衛・探偵。

維持勞務外部サービスに從事する者に對する最低賃銀は、當該店舗の基本的週從業時間に基いて決定される。以上にもれた從業者は四〇時間週に對する率で支拂はれる。

年少者及び徒弟に對しては規定の最低賃銀より週一弗だけ引下げ得る。ここに年少者とは十八歳以下の者、徒弟とは小賣店員としての経験が六ヶ月未満のものである。但し店員を年少者たると同時に徒弟に分類することは許されない。又兩種店員は之を合して、店員二十人迄は五人又はその端數に對して一人、二十人以上は一〇人を増す毎に一人の割合を超えることが出來ない。

部分的時間從業者は規定率に應じて支拂はれる。

規定の最低賃銀以上を得てゐる店員は、その從業時間

の減少される場合に於ても、その週給は一九三三年七月二十五日に於ける率より引下げるることは出來ぬ。

州法に既に最低賃銀の規定存する場合には比較して高

小賣店員は組合を組織し團體契約を締結する權利を與へられた。雇主は最高從業時間・最低賃銀・其他の雇傭條件の規定に従はねばならぬ。

年少店員については十六歳未満の者の雇傭は原則として之を禁ずる。但し十四歳及び十五歳の者は、週從業日六日・一日三時間を超える限度に於て、或は週一日だけ八時間を超える限度に於てこれを雇傭し得る。何れの場合に於ても就業時間は午前七時から午後七時迄の間で、且晝間の學校の授業と衝突してはならぬ。又十六歳未満の者は自動車で商品を配達する仕事に從事せしめてはならぬ。州法の規定せる最低年齢の方が高きときにはこれに従ふ。

#### 四、價格釣上げの制限（第七條）

コードを口實にして賣價の釣上げが行はれることを防がんとしたものである。コードの實施後に販賣された商品の價格は、一九三三年六月一日に於ける價格より、一

九三三年六月一日以來 NIRA, AAA のために生じたところの生産・操業・インボイスコスト・租税其他の費用の増加によつて必要とされるに至つた以上には價格を高めてはならぬ

#### 五、不正競争の防止（第八條及び第九條）

顧客を誘引する目的でコスト以下に商品を賣る所謂 loss leader の方法を禁ずるために、草案では正味送状原價若しくは市場提供原價の何れか低き方に一〇%を加へた價格以下に於て商品を販賣することを禁ずる價格決定

條項が挿入されてゐたが、この條項に對しては激烈な反對が生じて遂にコードから削除されることになつた。この點の紛糾のためにコードの認可が遅れたのである。かくてコードに於ては次の如き不正競争防止策が講ぜられることとなつた。

#### イ、値引誘引方法の制限

所謂 loss leader は不正行爲と見做される。これは必ずしも商品を利益なしに賣ることを妨げるのではないが、然し賣價は店舗勞務に對する實質賃銀の一定額を含

まなければならぬ。この額は隨時小賣商業局が決定して公表する。

この規定から除外される商品は、善意の整理賣拂品・腐敗性商品・瑕疵破損品・善意の廢止商品・最終清算の處分品・官廳學校病院等への大量豫約品・慈善目的或は失業救濟機關への販賣或は寄附の商品等である。

#### ロ、廣告及び販賣方策の取締

次の如き廣告及び販賣方策は不正競争として禁止された。

1. 印刷・ラヂオ・陳列其他如何なる方法によるを問はず實質的に不正確であり或は商品・信用條件・價值・方針・サーヴィスを詐りて表示する廣告、

#### 2. 顧客を欺き惑はす傾きのある廣告及び販賣方法、

#### 3. 競争者・自己の商品・價格・價值・信用條件・方針・

サーヴィスを實質的に不正確に引照する廣告、

#### 4. 競争者より廉賣する方針若しくは既定方針を不正確に主張する廣告、

又販賣を促す目的で顧客の被傭者若しくは代理人に内

密に金品を贈與することも禁ぜられた。

以上述べた小賣商コードの運用機關としては、局長及び大統領任命の三人の局員より成る小賣商業局、各種小賣商から三人以下少くとも一人の代表者を選出して構成される全國小賣商會議、各地域から一人づつの代表者を送る地域的諮問委員會、及び全國小賣商業經濟調査所の四つが設けられた。

資料 The New York Times, Oct. 24, 1933. The United States News, Oct. 2, 1933. Monthly Labor Review, Nov. 1933, p. 1066, Witte, Einzelhandels-Code in Amerika, Zeitschrift für Organisation, Heft 2, 1934.

(古林喜樂)

### 英國最近の産業状態

英國の經濟界は、凡そ一九三二年の秋を境として、緩慢ではあるが堅實なる歩調を以て、漸く恢復に向つて來てをる。殊に昨年後半期以後其傾向が著しく、本誌「内外景氣統計」の示すが如く、全般的に改善の跡がうかゞはれる。財政も昨年度は、緊縮政策による支出の節減と經濟恢復による收入の増加とによつて、最近十年間に於

第一表) 生産指數 (1929=100)

年 度	1930	1931	1932	1933	1932				1933			
					第一半期	第二半期	第三半期	第四半期	第一半期	第二半期	第三半期	第四半期
鑄 業	94.3	84.3	80.1	79.4	85.7	79.9	71.1	83.5	85.7	73.9	72.5	85.5
鐵鋼及同製品	77.9	57.8	58.1	72.1	61.8	58.4	53.9	58.1	63.4	68.9	73.9	82.2
輕 金 屬	98.8	83.1	79.9	84.6	81.2	77.5	78.2	82.8	67.9	86.7	99.8	100.2
機 械 及 造船	96.4	78.4	73.2	78.3	75.0	74.7	70.2	72.9	76.9	80.2	77.3	79.2
織 維 工 業	80.7	78.2	86.4	91.2	92.5	88.2	77.3	87.5	88.9	88.2	90.2	97.3
化 學 工 業	88.3	82.2	84.7	86.4	89.1	88.8	79.9	82.6	82.9	87.5	86.0	88.9
皮 草 及 製 靴	102.9	100.8	97.9	107.8	101.1	98.1	94.7	97.6	104.9	115.9	107.1	103.2
食 料 品 及 煙 草	99.0	97.8	92.1	93.6	88.8	95.5	92.4	91.0	84.2	96.5	96.7	96.9
瓦 斯 及 電 氣	102.1	104.9	108.2	114.1	—	—	—	—	—	—	—	—
工業生産指數	92.0	83.7	84.2	89.6	85.0	85.4	79.7	85.5	85.6	89.7	94.7	94.7
總 指 數	92.4	83.8	83.5	87.8	85.1	84.3	78.2	85.0	84.8	86.5	86.6	93.0

(備考) Board of Trade Journal ニヨル。工業生産指數ハ鑄業ヲ含マズ。